

令和5年8月25日

第25期

第2回 農業委員会総会

議 事 録

苫小牧市農業委員会

令和5年8月25日午後1時30分、第25期第2回苫小牧市農業委員会総会を市役所第二庁舎2階北会議室において招集したが、出席した委員及び議事の内容は次のとおり。

農業委員	寒河江 一富
	今泉 宏治
	早勢 光明
	野村 真理子
	嶺野 眞弓
	堀 勝
	中岡 亮太

推進委員	田中 裕美子
	羽原 吉一
	藤澤 純

事務局	永井 局長
	久保 主査
	瓜生 主任主事
	竹澤 主事

農業水産振興課	石井 主査
---------	-------

永井局長 定刻となりましたので、ただいまから第25期第2回苫小牧市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は7名で、在任する委員数7名全員が出席しておりますので、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

<会長 挨拶>

会長には、引き続き農業委員会会議規則第4条の規定により会議の議長をお願いいたします。

会 長 それでは、農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員を指名させていただきます。4番野村委員、5番嶺野委員にお願いします。

これより、議案審議に入ります。

議案第1号「農地所有適格法人要件の確認について」事務局より説明してください。

久保主査 議案第1号「農地所有適格法人要件の確認について」

～議案書及び確認書を朗読し内容を説明

会 長 ただいまの議案第1号「農地所有適格法人要件の確認について」ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については、原案のとおり、決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第2号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」事務局より説明してください。

久保主査 議案第2号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまの議案第2号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」ご意見、ご質問はございませんか。

寒河江委員 資料中、管内の農地面積について、農地台帳上の農地面積と乖離があるが何故か。

久保主査 資料中の面積は、記載にもありますが「耕地及び作付面積統計による耕地面積」を使うよう決められており、市で集計している農地台帳上の農地面積とは異なります。

耕地面積は、国の調査で衛星画像やGISを利用し、標本抽出された場所に調査員が出向いて調査することがあるようですが、推定値の積み上げなど計測方法は複雑で、この場でご説明することが難しいのですが、国でも実際の数値とは異なることを承知されているようです。これは、当市のみではなく、全国でこの耕作面積を使うよう指示されていますので、ご理解をお願いいたします。

寒河江委員 了解しました。農業者数も減少している中で、この目標は簡単な数字ではないが受け止める。

会 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

野村委員 農地面積については了解しました。目標を達成するためには、農業委員・最適化推進委員が努力し集積率を上げていくこと。新規就農者が参入した際には、一つでも多くの農地を利用していただき、事務局が提示したこの目標に向け活動していくということで良いのではと思います。

会 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号については、原案のとおり、決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、その他(1)「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」2件ありますので、一括して事務局より説明してください。

久保主査 その他(1)「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまのその他（１）「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の変更について」①及び②について、何かご質問ございますか。

（各委員から「ありません」との声あり）

特に無いようですので、その他（１）を終了します。

次に、その他（２）「農地法第５条の規定による一時転用事業の完了について」事務局より説明してください。

久保主査 その他（２）「農地法第５条の規定による一時転用事業の完了について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまのその他（２）「農地法第５条の規定による一時転用事業の完了について」何かご質問ございますか。

（各委員から「ありません」との声あり）

特に無いようですので、その他（２）を終了します。

次に、その他（３）「第３回農業委員会総会の開催について」事務局より説明してください。

久保主査 その他（３）「第３回農業委員会総会の開催について」

～９月２８日（木）午後１時３０分開催予定。

会 長 ただいま事務局から説明があったとおりとしてよろしいですか。

それでは、第３回総会は、９月２８日（木）に開催することに決定いたしました。

その他、事務局から何かございますか。

久保主査 ありません。

会 長 その他、委員の方から何かございますか。

（各委員から「ありません」との声あり）

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

（各委員から「はい」との声あり）

無いようですので総会を閉じてよろしいですか。

（各委員から「はい」との声あり）

それでは第２５期第２回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午後 2 時 0 0 分閉会)

以上、会議の顛末を記録し、後日に証するためここに署名捺印する。

議 長 印

委 員 印

委 員 印